

秋田市物品請負業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田市が指名競争入札または随意契約を行うにあたり、物品請負業者を選定するに必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会および部会)

第2条 前条の目的を達成するため秋田市物品請負業者選定審議委員会（以下「委員会」という。）および秋田市物品請負業者選定審議部会（以下「部会」という。）を置く。

(構成)

第3条 委員会および部会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員会

委員長 総務部を所掌する副市長

副委員長 他の副市長

委員 総務部長、企画財政部長、産業振興部長、建設部長、都市整備部長および上下水道局理事

(2) 部会

部会長 総務部長

副部会長 総務部次長

部員 総務部長が指名した者

2 委員会および部会に幹事若干名を置き、それぞれ委員長ならびに部会長（以下「長」という。）が命ずる。

(審議)

第4条 委員会は、1件の予定金額が1,000万円以上の物品の買入れ・修繕および製造請負について審議する。

2 部会は、1件の予定金額が80万円を超え1,000万円未満の物品の買入れ・修繕、1件の予定金額が130万円を超え1,000万円未満の物品の製造請負および部会において審議することが必要と認められる物品について審議する。

(招集)

第5条 委員会および部会の会議は、必要に応じてその都度、長が招集する。

2 委員会は、委員長又は副委員長を含む3名以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会は、部会長又は副部会長を含む3名以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議)

第6条 長は会議を統理する。

- 2 長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、委員会にあっては副委員長が、部会にあっては副部会長が職務を代理する。

(指名)

第7条 指名競争入札の参加者については、秋田市物品入札参加資格審査要綱第4条で規定する名簿に登録されている者から指名するものとする。

- 2 指名業者数は、5者以上とする。
- 3 ただし、特別な事情により前2項の規定によりがたい場合は、指名する業者について委員会又は部会で審議して決定するものとする。
- 4 指名にあたっては過去の契約履行状況および信用度等に留意し、特定の業者に偏しないようにしなければならない。

(非指名者への理由説明)

第8条 入札参加資格者より、指名されない理由について書面により説明を求められたときは、委員会または部会の決裁を得て文書で回答しなければならない。

(その他)

第9条 その他会議の審議に必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年1月28日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成27年10月30日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年9月20日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年2月1日から施行する。